



## 公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

### 第6期 一般事業主行動計画

仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

女性活躍推進法に基づく目標

目標. 全職員を対象に、キャリアアップ・スキルアップに繋がる研修会・セミナーに、職務免除で年1回以上の受講を促す。

<対策>

令和7年4月～

(1) 当財団内・外の研修会・セミナーの開催を、掲示・回覧等により案内し参加を促す。

次世代育成支援対策推進法に基づく目標

目標. 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を30%以上

女性職員・・・取得率を75%以上

<対策>

令和7年4月～

(1) 各職場・所属において、休業者の業務カバー体制（複数担当制）を検討、実施する。

令和8年4月～

(2) 復職した職員に対するメンター制度の導入を検討する。